

当書面は「りそな・JPM新興国現地通貨ソブリン・ファンド（毎月決算型）」が投資信託契約の解約（繰上償還）手続き中であることを投資者にお知らせすることのみを目的としたものであり、交付目論見書の一部を構成するものではありません。

投資者の皆様へ

「りそな・JPM新興国現地通貨ソブリン・ファンド（毎月決算型）」
投資信託契約の解約（予定）のお知らせ

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。
また、平素より弊社の投資信託に格別のご愛顧を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、弊社設定の追加型証券投資信託「りそな・JPM新興国現地通貨ソブリン・ファンド（毎月決算型）」（以下「当ファンド」といいます。）は、継続的な一部解約によりその純資産総額が平成24年12月末現在で約11億円と、20億円を下回っており、適切な運用を維持することが困難な状況となっております。その状況下、弊社は、昨今の純資産総額の推移を鑑みるに、今後当ファンドの純資産総額の大幅な増加を期待することは難しく、また引き続き一部解約が発生すると見込まれることから、当ファンドの信託契約（以下「当信託契約」といいます。）を解約することはやむを得ないと判断いたしました。したがって、当ファンドの信託約款第45条第1項の規定に基づき、当信託契約を解約（繰上償還）するための法定手続きを行っております。

当該繰上償還につきましては、平成25年3月12日までの期間、平成25年2月15日現在における受益者の皆様からの、書面による決議に対する議決権の行使を受け付けております。なお、平成25年2月14日以降に当ファンドの受益権の取得のお申込みをいただきました受益者の方は、当該議決権を行使することはできませんので、ご注意ください。

① 繰上償還を行う場合

平成25年3月13日に書面による決議を行い、当該決議において、議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、かつ当該受益者の議決権総口数の3分の2以上の賛成をもって可決された場合、平成25年4月26日をもって当ファンドを繰上償還します。なお、その場合でも、当ファンドの受益権の一部解約のお申込みは、販売会社において平成25年4月24日まで通常通り受け付けます。

② 繰上償還を行わない場合

上記①に記した受益者数および議決権口数による賛成を得られず、書面による決議が否決された場合は、当ファンドの繰上償還は行いません。この場合、当ファンドを継続する旨を書面による決議の日以降、速やかに書面にて受益者の皆様にお知らせいたします。

従いまして、当ファンドの受益権の取得のお申込みの際しましては、上記でご説明した当ファンドの繰上償還（予定）の内容を十分ご理解いただきますようお願い申し上げます。

敬具

平成25年2月

東京都千代田区丸の内二丁目7番3号
東京ビルディング
JPMオルガン・アセット・マネジメント株式会社

りそな・JPM新興国現地通貨ソブリン・ファンド
(毎月決算型)

追加型投信／海外／債券

2012.11.19

この目論見書により行うりそな・JPM新興国現地通貨ソブリン・ファンド(毎月決算型)(以下「ファンド」といいます。)の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)(以下「金融商品取引法」といいます。)第5条の規定により有価証券届出書を平成24年5月17日に関東財務局長に提出しており、その届出の効力は平成24年5月18日に生じております。

委託会社

[ファンドの運用の指図を行います。]

JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第330号
 設立年月日 平成2年10月18日
 資本金 2,218百万円(平成24年9月末現在)
 運用する投資信託財産の合計純資産総額
 12,368億円(平成24年9月末現在)

照会先

TEL:03-6736-2350
 (受付時間は営業日の午前9時～午後5時)
 HPアドレス:<http://www.jpmorganasset.co.jp>

受託会社

[ファンドの財産の保管および管理を行います。]

株式会社りそな銀行

(再信託受託会社:日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)

- ファンドの販売会社および基準価額等の詳細な情報は、左記の委託会社のホームページで閲覧できます。
- 金融商品取引法第15条第3項に基づき、投資者の請求により交付される目論見書(以下「請求目論見書」といいます。)は、左記の委託会社のホームページに掲載されており、ファンドの投資信託約款は請求目論見書に添付されています。
- 請求目論見書は、ご請求により販売会社が交付いたします。
- 請求目論見書の交付をご請求された場合には、その旨を記録させていただきますようお願いいたします。

○本文書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

○ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認する手続きを行います。

○ファンドの信託財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	海外	債券	その他資産(投資信託証券(債券 一般))	年12回(毎月)	エマージング	ファミリーファンド	なし

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。ファンドを含むすべての商品分類、属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページをご覧ください。
 HPアドレス:<http://www.toushin.or.jp/>

ご購入に際しては、本文書の内容を十分にお読みください。

1

ファンドの目的・特色

■ ファンドの目的

新興国のソブリン債券(政府または政府機関の発行する債券)を実質的な主要投資対象として運用し、安定的かつ高水準の配当等収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目指すことを目的とします。

「新興国」とは、国内経済が成長過程にあると判断される国のことをいいます。

例：ブラジル、ハンガリー、マレーシア、メキシコ、ポーランド、南アフリカ、トルコ、インドネシア、ペルー、ロシア、コロンビア、タイ、チリ、フィリピン(平成24年2月末現在)

「政府機関の発行する債券」とは、政府機関により発行され、元本および利息の支払いについて政府保証の付いた債券をいいます。

「配当等収益」とは、ファンドが実質的に受領する債券の利息を主とする収益をいいます。

■ ファンドの特色

1 主に新興国の現地通貨に基づく運用成果が得られる債券を投資対象とします。

ファンドの75%相当以上を新興国の現地通貨に基づく運用成果が得られる債券に投資します。

2 主として新興国のソブリン債券に投資します。

ファンドの20%相当を上限に、ソブリン債券以外の新興国に所在する発行体の発行する債券に投資することがあります。

ファンドの35%未満相当を上限に、一つまたは複数の新興国の発行体の信用リスクまたは債券指数の収益率を主として反映する仕組債*に投資することがあります。

* 反映する信用リスクまたは債券指数の収益率を増大させる仕組みを持たないものに限り、投資する仕組債の発行体の格付は、信用リスクを反映しようとする発行体の格付(格付機関が公表するもの)または収益率を反映しようとする債券指数の格付(当該指数の作成者が公表するもの)以上とします。

組入れ債券全体の平均格付は、BB-格*¹ / Ba3格*²相当以上に維持します。

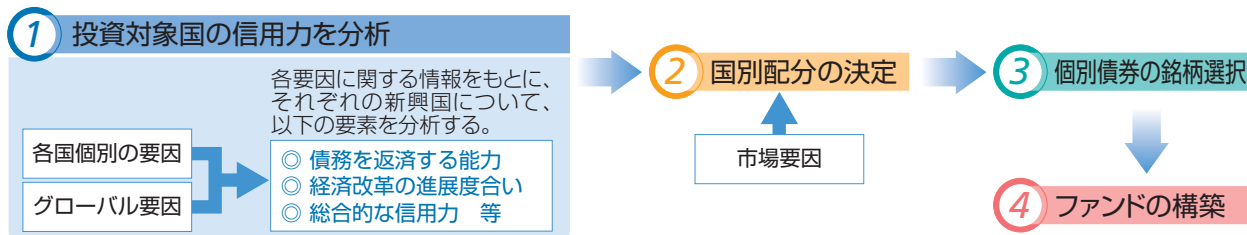
「格付」とは、債券の元本・利息の支払いの確実性の度合いを一定の指標で表したものです。

*¹ スタンダード&プアーズ・レーティングズ・サービス*³の場合

*² ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク*³の場合

*³ 当該格付機関のグループ会社を含みます。

《運用プロセス》



- 1 投資対象国の信用力を分析**

財政状況、金融政策等の各国個別の要因、および世界経済の成長性、主要国の金融政策等のグローバル要因に関する情報をもとに、債務を返済する能力、経済改革の進展度合い、総合的な信用力等、投資対象国の信用力を分析します。
- 2 国別配分の決定**

分析された各国の信用力に債券の市場価格(利回り)を考慮した上で、各国市場への資金の流入出、市場間の連動性等の市場要因を加味して検討し、国別配分を決定します。具体的には、割安と判断する国(信用力から見て利回りが高い国)の債券を多く組入れます。
- 3 個別債券の銘柄選択**

割安度、流動性等を勘案し、投資銘柄を選定します。
- 4 ファンドの構築**

②および③をふまえ、新興国の現地通貨に基づく運用成果が得られるソブリン債券を中心に、組入れ債券全体の平均格付も勘案し、ファンドを構築します。その際、構築したファンド全体において、信用リスク、金利変動リスク等が適切な水準となるように管理します。

3 毎月19日*の決算時に、配当等収益から分配します。また、年4回(2、5、8、11月)の決算時にボーナス分配を行うこともあります。

ただし、いずれの分配も必ず行うものではありません。

「ボーナス分配」とは、配当等収益からの分配に債券の売買による収益からの分配を付加して分配することをいいます。

*19日が休業日の場合は翌営業日となります。

【分配金お支払いのイメージ図】



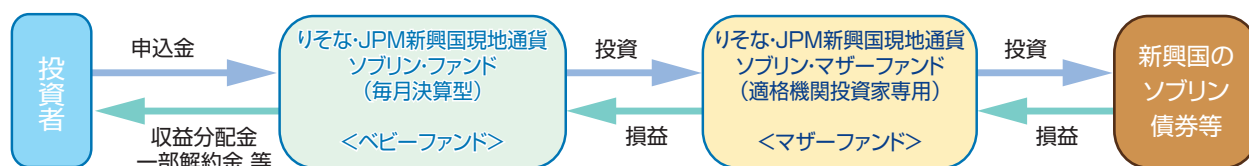
上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

4 原則として、為替ヘッジは行いません。

外貨建ての債券に投資しますが、原則として為替ヘッジを行わないため、当該通貨と円との為替変動による影響を受けます。

為替変動は、外国通貨が円に対して上昇する(円安になる)場合に投資成果にプラスとなり、一方で外国通貨が円に対して下落する(円高になる)場合に投資成果にマイナスとなります。

5 ファンドの運用はファミリーファンド方式*により、マザーファンドを通じて行います。



*ファミリーファンド方式とは、ベビーファンドの資金をマザーファンドに投資して、マザーファンドが実際に有価証券に投資することにより、その実質的な運用を行う仕組みです。

6 J.P.モルガン・インベストメント・マネージメント・インク(米国法人)に運用を委託します。

「JPモルガン・アセット・マネジメント」グループのグローバルなネットワークを活用し、運用を行います。

投資の対象とする資産の主な投資制限

- 株式への実質投資割合は、ファンドの純資産総額の10%以下とします。
- 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

収益の分配方針

- 毎月の決算時に、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案し、原則として、繰越分を含めた配当等収益から分配金額を決定します。ただし、2、5、8、11月の決算時には、配当等収益に加え、繰越分を含めた債券の売買による収益から分配を行うこともあります。また、必ず分配を行うものではありません。

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

【収益分配金に関する留意事項】

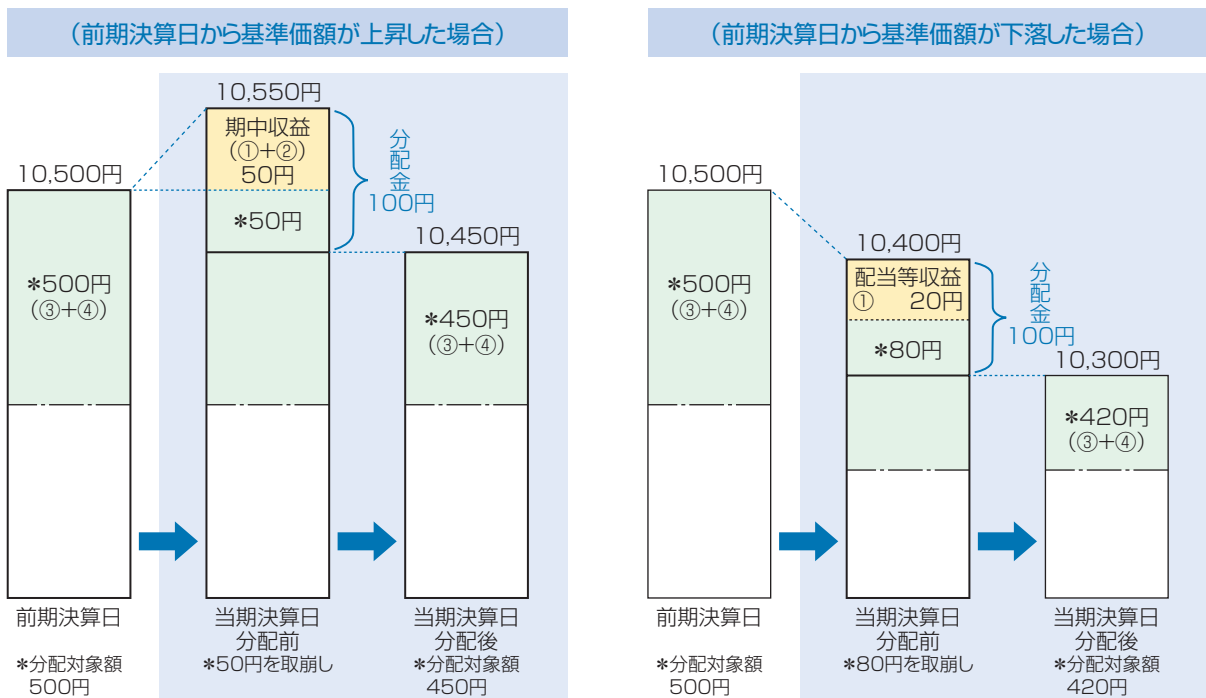
- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



- 分配金は、決算期中に発生した収益（経費*1控除後の配当等収益および有価証券の売買益*2）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも決算期中におけるファンドの収益率を示すものではありません。

*1 運用管理費用（信託報酬）およびその他の費用・手数料をいいます。
 *2 評価益を含みます。

（決算期中に発生した収益を超えて支払われる場合）



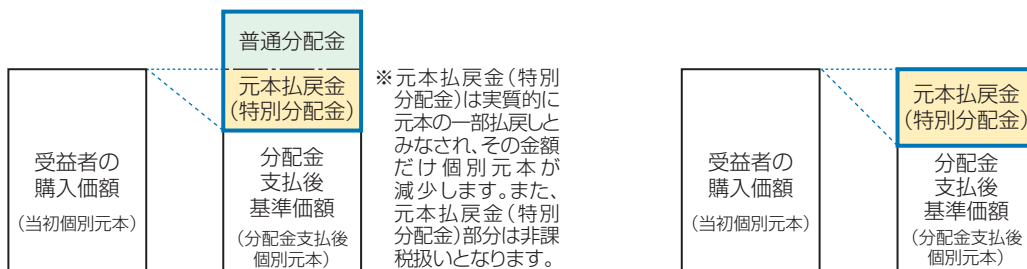
(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の有価証券の売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※ 上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

- 受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

（分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合）

（分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合）



普通分配金：個別元本（受益者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。
 元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の受益者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、後記「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

※ 上記はイメージであり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

2 投資リスク

ファンドの運用による損益はすべて投資者に帰属します。
投資信託は元本保証のない金融商品です。投資信託は預貯金と異なります。

■ 基準価額の変動要因

ファンドは、主に新興国の債券に投資しますので、以下のような要因の影響により基準価額が変動し、下落した場合は、損失を被ることがあります。

信用リスク

債券の発行体の財務状況の悪化や倒産、所在する国家の政情不安等により、元本・利息の支払いが遅れたり、元本・利息が支払えない状態になった場合、またはそれが予想される場合には、当該債券の価格が変動・下落することがあります。

金利変動リスク

金利の変動が債券の価格に影響を及ぼします。一般に、金利が上昇した場合には、債券の価格が下落します。金利変動による債券の値動きの幅は、債券の残存期間、発行体、種類等に左右されます。

為替変動リスク

ファンドは、原則として為替ヘッジを行わないため、為替相場の変動により投資資産の価値が変動します。

カントリーリスク

新興国には以下のようなリスクがあり、その影響を受け投資資産の価値が変動する可能性があります。

- 先進国と比較して一般的に政治、経済、社会情勢等が不安定・脆弱な面があり、債券や通貨の価格に大きく影響する可能性があります。
- 債券・通貨市場の規模が小さく流動性が低いため、債券・通貨の価格変動が大きくなる場合があります。
- 先進国と比較して法規制の制度や社会基盤が未整備で、情報開示の基準や証券決済の仕組みが異なること、政府当局による一方的な規制導入もあることから、予期しない運用上の制約を受けることがあります。
- 税制が先進国と異なる面がある場合や、一方的な税制の変更や新税制の適用がある場合があります。

上記は、ファンドにおける基準価額の変動要因のすべてではなく、他の要因も影響することがあります。

■ その他の留意点

クーリングオフ制度(金融商品取引法第37条の6)の適用はありません。

■ リスクの管理体制

運用委託先では、運用部門から独立した部門が以下に掲げる事項その他のリスク管理を行います。

- 運用成果やリスク水準の妥当性のチェック
- 取引価格・時点や、利益相反取引の有無等、有価証券の取引にかかる適正性のチェック
- 投資方針、投資範囲、投資制限等の遵守状況のチェック

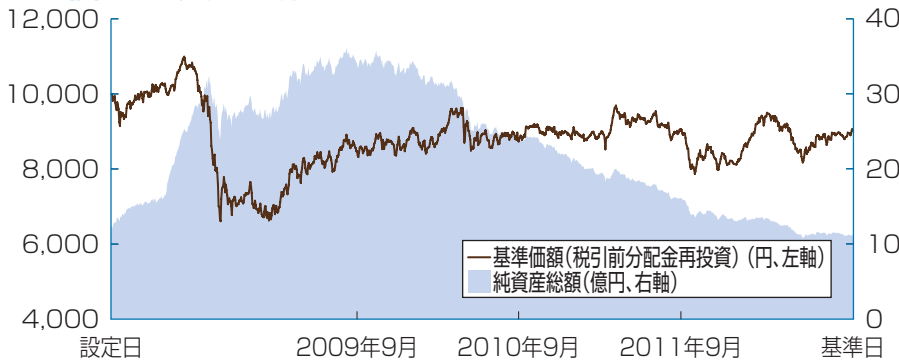
3

運用実績

最新の運用実績は、委託会社ホームページ(<http://www.jpmorganasset.co.jp>)、または販売会社でご確認いただけます。過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準日	2012年9月20日	設定日	2008年2月29日
純資産総額	10億円	決算回数	年12回

基準価額・純資産の推移



*基準価額(税引前分配金再投資)は、収益分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして算出した価額です。

*基準価額(税引前分配金再投資)は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

分配の推移

期	年月	円
49期	2012年5月	30
50期	2012年6月	30
51期	2012年7月	30
52期	2012年8月	30
53期	2012年9月	30
設定来累計		2,740

*分配金は税引前1万口当たりの金額です。

通貨別構成状況

通貨	投資比率*1
ブラジルレアル	26.6%
メキシコペソ	15.3%
ポーランドズロチ	10.7%
米ドル	10.1%
南アフリカランド	9.2%
その他	25.2%

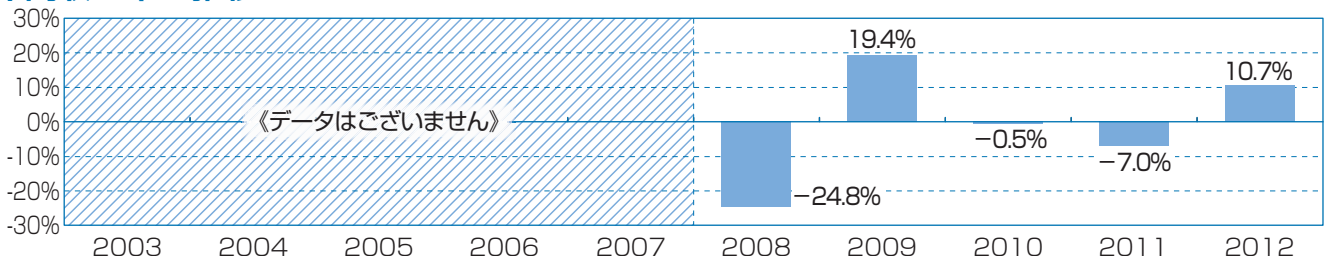
種類別構成状況

種類	投資比率*1
国債証券	85.2%
社債券	11.0%
特殊債券	0.9%

組入上位10銘柄

順位	銘柄名	種類	クーポン(%)	償還日	投資国*2	通貨	投資比率*1
1	ブラジル国債	国債証券	10.000	2017/1/1	ブラジル	ブラジルレアル	13.7%
2	ポーランド国債	国債証券	6.250	2015/10/24	ポーランド	ポーランドズロチ	8.5%
3	メキシコ国債	国債証券	10.000	2024/12/5	メキシコ	メキシコペソ	7.9%
4	ブラジル国債	国債証券	10.000	2014/1/1	ブラジル	ブラジルレアル	6.6%
5	南アフリカ国債	国債証券	10.500	2026/12/21	南アフリカ	南アフリカランド	5.2%
6	ブラジル国債	国債証券	10.000	2021/1/1	ブラジル	ブラジルレアル	4.2%
7	マレーシア国債	国債証券	4.378	2019/11/29	マレーシア	マレーシアリングギット	3.7%
8	メキシコ国債	国債証券	7.750	2017/12/14	メキシコ	メキシコペソ	3.2%
9	インドネシア国債 (CLN)	社債券	-	2020/11/17	インドネシア	米ドル	2.9%
10	トルコ国債	国債証券	10.000	2015/6/17	トルコ	トルコ・リラ	2.3%

年間収益率の推移



*年間収益率(%) = {(年末営業日の基準価額 + その年に支払われた収益分配金(税引前)) ÷ 前年末営業日の基準価額 - 1} × 100

*2008年の年間収益率は設定日から年末営業日、2012年の年間収益率は前年末営業日から2012年9月20日までのものです。

*ベンチマークは設定していません。

*クレジット・リンク債(CLN)は、信用リスクを別の債券の信用に結びつけた債券をいいます。

*クレジット・リンク債のクーポンについては、連動先債券の通貨と支払通貨の為替レートの影響を受けて変動するため「-」と表示する場合があります。

*当ページにおける「ファンド」は、りそな・JPM新興国現地通貨ソブリン・ファンド(毎月決算型)です。

運用実績において、金額は表示単位以下を切捨て、投資比率および収益率は表示単位以下を四捨五入して記載しています。

*1 ファンドはマザーファンドを通じて投資を行うため、マザーファンドの投資銘柄をファンドが直接保有しているものとみなし、ファンドの純資産総額に対する投資比率として計算しています。

*2 各投資銘柄につき委託会社が判断した投資国に基づいて分類しています。なお、クレジット・リンク債は連動先債券の国情報に基づき分類しています。

4 手続・手数料等

お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位とします。ただし、自動けいぞく投資コース*において収益分配金を再投資する場合は、1円以上1円単位とします。 *収益分配がなされた場合、税金を差し引いた後の収益分配金がファンドに再投資される申込方法です。
購入価額	購入申込日の翌営業日の基準価額とします。
購入代金	販売会社が定める日までに購入代金を当該販売会社にお支払いいただきます。 (購入代金=購入価額×購入口数+購入時手数料(税込))
換金単位	販売会社が定める単位とします。
換金価額	換金申込日の翌営業日の基準価額とします。換金時に手数料はかかりません。
換金代金	原則として換金申込日から起算して5営業日目から、販売会社においてお支払いいたします。
申込受付中止日	米国の銀行休業日には、購入・換金の申込受付は行いません。 (注)申込受付中止日については販売会社にお問い合わせください。
申込締切時間	原則として午後3時までとします。ただし、販売会社によっては受付時間が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
購入の申込期間	平成24年5月18日から平成25年5月16日までとします。 上記期間は、その満了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。
換金制限	—
購入・換金申込受付の中止及び取消し	以下の事情により基準価額が確定できない場合は、購入・換金申込みの受付を中止することがあり、また既に受け付けられた購入・換金申込みの取消しができることがあります。 ・有価証券取引市場における取引の停止 ・外国為替取引の停止 ・その他やむを得ない事情
信託期間	無期限です。(設定日は平成20年2月29日です。)
繰上償還	以下の場合に、ファンドが繰上償還されることがあります。 ・ファンドの純資産総額が20億円を下回ることとなった場合 ・ファンドを償還することが受益者のため有利であると委託会社が認める場合 ・やむを得ない事情が発生した場合
決算日	毎月19日(休業日の場合は翌営業日)です。
収益分配	毎月の決算時に委託会社が分配額を決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。収益分配金は、原則として決算日から起算して5営業日目までに受益者に支払いを開始します。自動けいぞく投資コースをお申込みの場合は、収益分配金は税引き後無手数料でファンドに再投資されます。
信託金の限度額	5,000億円です。
公 告	委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	2月、8月の決算日毎および償還時に委託会社が作成し、知っている受益者に対して販売会社を通して交付します。
課税関係	課税上の取り扱いは、「公募株式投資信託」となります。 配当控除および益金不算入制度は適用されません。

ファンドの費用・税金

[ファンドの費用]

以下の費用を投資者にご負担いただきます。

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	手数料率は 3.675%(税抜3.5%) を上限とします。 詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 (購入時手数料=購入価額×購入口数×手数料率(税込)) 自動けいぞく投資コースにおいて収益分配金を再投資する場合は、無手数料とします。
信託財産留保額	かかりません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	純資産総額に対して 年率1.8375%(税抜1.75%) がかかります。 信託財産に日々費用計上し、決算日および償還日の翌営業日に信託財産中から支払います。 支払先の内訳は以下のとおりです。		
	(委託会社)	(販売会社)	(受託会社)
	年率0.8925% (税抜0.85%) (内、年率0.35%を運用委託先に支払います。)	年率0.8925% (税抜0.85%)	年率0.0525% (税抜0.05%)
その他の費用・手数料	<p>1. 以下の費用等が認識された時点で、ファンドの計理基準に従い、信託財産に計上されます。ただし、間接的にファンドが負担するものもあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有価証券の取引等にかかる費用(その相当額が取引価格に含まれている場合があります。) ・外貨建資産の保管費用 ・信託財産に関する租税 ・信託事務の処理に関する諸費用、その他ファンドの運用上必要な費用 <p>(注)上記1の費用等は、ファンドの運用状況、保有銘柄、投資比率等により変動し、また銘柄ごとに種類、金額および計算方法が異なっておりその概要を適切に記載することが困難なことから、具体的に記載しておりません。さらに、その合計額は、受益者がファンドの受益権を保有する期間その他の要因により変動し、表示することができないことから、記載しておりません。</p> <p>2. 純資産総額に対して年率0.021%(税抜0.02%)をファンド監査費用とみなし、そのみなし額を信託財産に日々計上します。ただし、年間315万円(税抜300万円)を上限とします。 なお、上記1・2の費用等の詳細は、請求目論見書で確認することができます。</p>		

(注)上記における「税」は、消費税および地方消費税相当額です。

[税金]

- 税金は以下の表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人の投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
収益分配時	所得税および地方税	配当所得として課税されます。 普通分配金に対して10%(所得税7%、地方税3%)
換金(解約)時 および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税されます。 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して10% (所得税7%、地方税3%)

(注1)上記は、平成24年9月末現在適用されるものです。平成25年1月1日以降は10%が10.147%となる予定です。税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

(注2)法人の場合は上記とは異なります。

(注3)税金の取扱いの詳細については、税務専門家(税務署等)にご確認されることをお勧めいたします。

余白

余白

J.P.Morgan
Asset Management